

中野区立向台小学校「いじめ防止基本指針」

平成30年6月

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

- (1) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。
- (2) いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。
- (3) 必要に応じて外部関係機関との連携を強化し、情報収集や共有を図り早期対応を徹底して実施する。

2 未然防止のための取組の推進

- (1) 児童が規律ある態度で、授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係を醸成する。
- (2) 全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」という認識を学校全体で共有する。
- (3) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うために、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
 - 「私たちの道徳」「東京都道徳教育教材」を活用した道徳授業の充実
 - 「人権教育プログラム」等を活用した行内研修の実施
 - 年間を通してのあいさつ運動の実施と充実
 - ふれあい月間を活用した「自分や友達のよいところ」をカードに記入したり、いじめについての作文等を書いたりする活動の実施

3 早期発見のための取組の推進

- (1) いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員が連携して、児童の些細な変化に気づく力を高めることが重要である。
- (2) いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、早期発見の取り組みを推進する。
 - 日常的な観察
 - ・ 休み時間や放課後の雑談の中などでの児童の様子を観察
 - ・ 集団から離れている児童の発見、声かけ
 - ・ 日記やノート等を活用した交友関係や悩みの把握
 - ・ 児童の作品や持ち物、言葉づかいや行動の観察

- 毎週金曜日の生活指導夕会で、情報共有と予防策や早期対応策を検討し全職員で実施する。
- 定期的なアンケートの実施
 - ・中野区のいじめアンケートを活用し、ふれあい月間の6月と11月に実施する。
 - ・アンケートの実施後、いじめに関係あると思われる場合は、児童との個別面談を実施する。
- 教育相談
 - ・スクールカウンセラーや心の教室相談員による毎週の巡回や相談
 - ・5年生児童全員に対する、スクールカウンセラー面談の実施
 - ・定期的な家庭へのお便りの配布
- 保護者との連携
 - ・年間2回（7月と11月）の個人面談や保護者会の機会を活用した児童の悩みの相談
 - ・情報の共有

4 早期対応のための取り組みの推進

- (1) 「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢で、発見したいじめに対して、全教職員が速やかに対応する。
- (2) いじめ対策のための校内組織を設置し、いじめを受けた児童を守る体制を確立するとともに、いじめを行った児童及びその保護者に対して指導に当たる。
 - いじめ対策校内委員会の設置
 - ・管理職、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、心の教室相談員から構成する。
 - ・いじめの発見、通報を受けた教職員は、直ちに管理職、生活指導主任に報告する。
 - ・委員会が中心となり、速やかに関係児童からの聞き取りを行い、いじめの事実の有無を確認するなど、組織的に対応する。
 - ・いじめがあった場合に、迅速かつ組織的な対応ができるように、平素から校内委員会の在り方について、全教職員で共通理解を図っておく。
 - ・いじめ問題に関する指導記録を保存し、校内で情報を共有するとともに、進級、進学の際に適切に指導を引き継げるようにする。
 - 重大な事態への対処
 - ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、おおむね30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し連携して対処する。
 - ・いじめ対策校内委員会が中心となり、被害児童を安全な場所に保護し、組織的に対応する。
 - ・改めて学級や学校の児童からアンケート調査を行うなどして実態把握に努める。
 - ・被害児童、加害児童双方の保護者と連絡を取り、把握した事実をもとに謝罪や理解を促すとともに、連携して問題解決に向けて取り組む。

5 教育委員会や関係機関との連携

- (1) いじめが確認された場合、速やかに教育委員会に報告する。

- (2) 必要に応じて、警察、子ども家庭支援センター、教育相談室、児童相談所等の関係機関と連携を図りながら解決に当たる。
- (3) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われる場合は、中野警察署と連携して対処する。

6 保護者への連絡と支援・助言

- (1) いじめが確認された場合は、その日のうちに保護者に事実を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言をする。
- (2) 事実確認のための聞き取りアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報を、適切に提供する。

7 学校評価の実施

- (1) 学校評価において、いじめ問題への取り組みについて自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて改善を行う。